

南部町統合保育所新築設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

南部町が計画している南部町立つくし保育園（以下「つくし保育園」という。）と南部町立さくら保育園（以下「さくら保育園」という。）を統合して新たに私立保育所を新築する事業の設計者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定める。

1 プロポーザルの名称

南部町統合保育所新築設計業務委託公募型プロポーザル

2 プロポーザルの目的

南部町では、老朽化したつくし保育園とさくら保育園を統合し、新たな保育所を令和5年1月に策定した「南部町町立保育所統合に係る基本構想」を基に社会福祉法人伯耆の国が設立する民営の私立保育所として建設する。新たな保育所を検討する上では、園児の安心や安全のためにも、防災に考慮した計画や、恵まれた里地里山の環境のもと、児童の成長に望ましい環境を提供することなどを重要項目に設定している。関係者・保護者の意見を取り入れ、今後さらに多様化する保育環境のニーズにも柔軟に対応できる技術力及び創造力を有する、優れた設計者を選定するため、プロポーザルを実施する。

3 統合保育所新築設計業務の概要

(1) 業務範囲

- (ア) 地盤調査、本体建築工事（建築・電気・機械・備品）、プール、園庭（遊具含む）および外構工事の設計（工事監理業務は別に発注予定）
- (イ) 統合保育所建設内容検討委員会（仮称）への参加

(2) 統合保育所基本コンセプト

- (ア) 周辺の自然環境を有効に活用し、園児が自発的に活動できること
- (イ) 様々な保育形態に柔軟に対応する空間構成であること
- (ウ) 環境に配慮し、ライフサイクルコストの低減を図ること

4 統合保育所新築設計事業の概要

(1) 事業計画（予定）

- 基本設計・実施設計（令和6年度）
- 施設整備工事（令和7年度）
- 供用開始（令和8年4月）

(2) 事業内容

- (ア) 建物用途 保育所
- (イ) 所在地 西伯郡南部町天萬 2278番地ほか

- (ウ) 想定規模 延床面積 1, 600㎡～1, 800㎡程度
- (エ) 定員 120人(0歳自児クラスから5歳児クラス)
- (オ) 敷地面積 約9, 000㎡

5 参加資格要件

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 鳥取県又は南部町において指名停止をされていない者であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できる者であること。
- ⑤ 本件業務の実施にあたり、町との連絡調整・打合せ等が迅速、適切に対処できる者であること。
- ⑥ プロポーザルで最優秀者となった場合は、農地転用のための必要書類として、配置図、平面図、立面図の提出を6月12日(水)までに提出ができる者であること。
- ⑦ 平成26年4月以降に、延べ面積の合計が1,000平方メートル以上の保育施設、学校施設の新增改築建築設計業務の基本設計又は実施設計の業務に係る契約を履行した実績がある者であること。
- ⑧ この公告日において、鳥取県西部地区(米子市、境港市、西伯郡及び日野郡)に本社または支店(営業所、事業所含む)を有し、一級建築士を4名以上配置しており、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(2) 業務従事者

- ① 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する(5年以上の建築設計業務に従事した実績を有する)管理技術者を配置すること。また、管理技術者は、(1)⑦の施設についての基本設計又は実施設計の実績を有するものであること。
- ② 本業務の担当業務分野は、建築及び外構付帯建築物(意匠)、建築(構造)、電気設備、機械設備の4分野とすることとし、業務分野ごとに資格を有する担当技術者を定めなければならない。なお、設備設計分野においては、協力設計事務所を置くことができる。
- ③ 受託者は管理技術者を補佐するために、各業務分野をとりまとめる主任技術者を配置することとする。主任技術者は一級建築士の資格を有することとし、各担当分野を兼任することができる。
- ④ 管理技術者、主任技術者、担当技術者は、提案事業者の構成員又は協力設計事務所の組織と3か月以上の恒常的な雇用関係にあるかその代表者であること。
- ⑤ 提出書類に記載された管理技術者、主任技術者、担当技術者は、本業務の受託者として選定された場合、必ず本業務を担当すること。病気、死亡、退職等の極めて特殊な事情により変更する場合は、同等以上の技術者であることについて町から承認を受ける必要がある。

6 選定概略

(1) 方法

プロポーザル方式

(2) 審査及び結果

提案書等の提出のあった者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、次点1者を選定する。決定した提案者に対しては、決定した旨を通知する。また、選定しなかった者に対しては、理由を付して通知する。この場合において、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては一切受け付けない。

(3) 審査委員会

提案書等の審査は、統合保育所新築設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

(4) 評価基準

審査委員会は、統合保育所基本コンセプトの理解度及び提案書等の内容を重点にした評価基準に基づいて選定する。なお、評価基準の詳細な評価項目や配点については事前に公表しない。

評価項目	評価事項
1 事務所の能力	同一・類似業務実績数
2 担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	設計管理技術者、工事監理技術者、主任担当技術者等の資格・経験、業務実績
3 実施方針、体制	業務内容の理解度、実施方針・取組体制等
4 価格	見積金額
5 技術提案	基本コンセプト・南部町町立保育所統合に係る基本構想に基づく内容
6 面接審査	業務への意欲

7 実施スケジュール

募 集 公 告	令和6年4月15日(月)
質 問 受 付	令和6年4月15日(月)から4月22日(月)
質 問 回 答	令和6年4月25日(木)
参 加 申 込 書 の 提 出 期 間	令和6年4月25日(木)から5月2日(木)
提 案 書 の 提 出 期 限	令和6年5月17日(金)
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン ・ ヒ ア リ ン グ	令和6年5月22日(水)
審 査 結 果 発 表	令和6年5月24日(予定)

8 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおり。

南部町役場子育て支援課（担当：村尾）

〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地
 電話：0859-66-5525
 FAX：0859-66-5523
 Eメールアドレス：kosodate@town.tottori-nanbu.lg.jp

9 提案書等の提出方法

(1) 提出書類

(ア) 参加申込書	(様式第1号)
(イ) 会社概要	(様式第2号)
(ウ) 主要業務実績	(様式第3号)
(エ) 主要業務実績詳細	(様式第4号)
(オ) 管理技術者の業務実績等	(様式第5号)
(カ) 受託した場合の各担当主任技術者の業務実績	(様式第6号)
(キ) 協力事務所の内容等	(様式第7号)
(ク) 参加表明書等受領書	(様式第8号)
(ケ) プロポーザルに関する質問書	(様式第9号)
(コ) 辞退職	(様式第10号)
(サ) 業務の実施方針等及び各テーマについての提案(技術提案書)	様式任意
(シ) 見積書	様式任意

① 本プロポーザルへ参加を希望する者は、様式第1号から様式8号を参加申込書の提出期間内に提出すること。

② 業務の実施方針等及び各テーマについての提案(技術提案書)及び見積書は提案書の提出期限内に提出すること。

(2) 書式等

書式及び記入方法は、統合保育所新築設計業務委託プロポーザル参加表明書等作成要領(以下「作成要領」という。)に基づき作成すること。

(3) 提出場所

事務局

(4) 提出方法

(ア) 各提出書類は事務局に持参すること。持参は提出期間内の土日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

(イ) 提出書類の受領確認のため、参加申込書等受領書(様式第8号)に受付番号を付して交付する。

(5) 提出部数

提出書類は、1事業者につき1案とする。

参加申込書(様式第1号～7号)は6部、参加申込書等受領書(様式第8号)は1部提出とする。

業務の実施方針等及び各テーマについての提案(技術提案書)及び見積書は左上1か所を

ステープラー（ホチキス等）留めで6部提出すること。

1 0 質問書の提出場所及び方法

- (1) プロポーザルの実施要領に関して質問がある場合は、質問書（様式第9号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、南部町ホームページに公開する。
- (3) 回答にあたり、質問した者の社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

1 1 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについては、参加申込提出期間後に詳細を別途通知する。

1 2 費用負担

参加申込書等の作成に係る費用は、提案者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

1 3 設計業務契約

- (1) 契約の締結
南部町は、最優秀となった者と統合保育所新築設計業務の契約交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- (2) 業務名
統合保育所新築設計業務
- (3) 履行期限
(設計) 令和7年1月31日(金)
- (4) 業務内容
設計業務は、南部町が定める契約書のほか、特記仕様書に基づくもの及び、統合保育所建設内容検討委員会（仮称）への参加（計3回程度）とする。
- (5) 契約書の作成の要否
要する
- (6) 契約保証金
要する
- (7) 契約上限金額
設計業務委託に係る金額は、上限57,800千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (8) その他
具体的な設計業務の実施に当たっては、技術提案書に記載された内容を反映しつつも、南部町・関係者との協議に基づいて実施するものとする。

1 4 その他の事項

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、事務局とする。
- (2) 参加申込書等の提出者は、本業務に関して専門分野（主任技術者、意匠担当を除く。）についての協力者を加えることができる。
- (3) 参加申込書等を提出した者が審査委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (4) 参加申込書等が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合がある。
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (オ) 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表されたものと同一の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (5) 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (6) 参加申込書等は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 10 号）を提出すること。
- (8) 審査結果は、原則として公表する。
- (9) プレゼンテーションはパソコン操作による内容説明も可とする。
- (10) プロポーザルの結果、最優秀者等となり設計業務を受託した設計コンサルタント等（協力を受ける他の設計コンサルタント等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合は、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。